ワーキンググループ及び個別訪問の実施

1.1 ワーキンググループ及び個別訪問の実施概要

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会ワーキンググループとして、府県、政令市・中核市、推薦市町を区分として意見交換を行った。

また、その他の協議会構成員に対して個別訪問を実施し、同様に意見交換を行った。ワーキンググループと個別訪問の概要を以下に示した。

図表 1 ワーキンググループ及び個別訪問の概要

〇ワーキンググループ

■府県ワーキング

	開催日	時	平成 30 年 8 月 8 日 (水) 13:00~15:10
	場	所	近畿地方環境事務所 会議室
	参加構成員等		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
			(1)平成30年度の調査・検討事項及びスケジュール
第 1 回			(2) ワーキンググループ等における意見交換の実施内容
20 1 E			(3)中規模災害発生時における府県・国の役割に関する意見交換
	議	事	(4) 広域的な災害廃棄物の処理に係る諸課題に関する意見交換
	112	•	①災害廃棄物の処理に係る調査等における情報共有方法
			②情報伝達訓練の実施に向けた意見交換
			③南海トラフ巨大地震を例としたケーススタディー
			(5)その他
	開催日	時	平成 30 年 11 月 8 日 (木) 13:00~15:30
	場	所	OMM ビル 206 号室
	参加構成資	事	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
第2回			(1)情報伝達訓練の実施方法に関する意見交換
			(2)次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況
	議	事	(3)報告事項
			・災害廃棄物の処理に係る調査 実施内容及び実施依頼
			(4) その他
第3回	開催日	時	平成 31 年 2 月 12 日 (火) 13:00~15:30
	場	所	近畿地方環境事務所 会議室
	参加構成員等		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
			(1)情報伝達訓練の実施結果及び今後の課題に関する意見交換
	== 生	事	(2)次年度の近畿地方環境事務所の取組み内容に関する意見交換
	議	*	(3)行動計画の改定に向けた検討に関する意見交換
			(4)その他

■政令市・中核市ワーキング

	開催日時	平成 30 年 12 月 14 日 (金) 10:00~12:00
	場所	近畿地方環境事務所 会議室
	参加構成員等	大阪市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、八尾市、奈良市
第 1 グループ	議事	(1) 次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況(意見交換) (2) 今年度の災害廃棄物対応の課題(意見交換) (大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、台風第21号など) (3) 報告事項 ・処理計画策定状況の確認など (4) その他

	開催日時	平成 31 年 2 月 12 日 (火) 13:00~15:30
	場所	近畿地方環境事務所 会議室
	参加構成員等	京都市、神戸市、堺市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、和歌山市 京都大学大学院 浅利准教授
第 2 グループ	議事	(1)次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況(意見交換) (2)今年度の災害廃棄物対応の課題(意見交換) (大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、台風第21号など) (3)報告事項 ・処理計画策定状況の確認など (4)その他

■推薦市町ワーキング

開催日時	平成 30 年 12 月 26 日 (火) 13:20~15:20
場所	近畿地方環境事務所 会議室
参加構成員等	門真市、河南町、洲本市、豊岡市、田辺市
議事	(1) 次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況(意見交換) (2) 今年度の災害廃棄物対応の課題(意見交換) (大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、台風第 21 号など) (3) 報告事項 ・処理計画策定状況の確認など (4) その他

〇個別訪問

	開催日時	平成 30 年 11 月 7 日 (水) 11:00~12:00
	場 所	大阪府産業資源循環協会会議室
		滋賀県産業廃棄物協会
*******		京都府産業廃棄物協会
産業廃棄物協会	参加構成員等	大阪府産業資源循環協会
		兵庫県産業廃棄物協会
		奈良県産業廃棄物協会
		和歌山県産業資源循環協会
	議事	(1)近畿ブロックの府県等による災害廃棄物関連情報の整理
	開催日時	平成 31 年 1 月 31 日 (木) 13:30~14:30
	場所	近畿地方整備局会議室
国土交通省	参加構成員等	近畿地方整備局防災課
近畿地方整備局		(1)今年度の災害発生時の道路上のがれき除去(道路啓開)
	 議 事	(2)平成 30 年台風 21 号の倒木処理の課題
	武 	(3)平成30年7月豪雨の広島県などにおける補助金(連携事業)
		の対応
	開催日時	平成 31 年 2 月 5 日(火)10:00~11:00
	場所	兵庫県災害対策センター2 階会議室
関西広域連合	参加構成員等	関西広域連合広域防災局
	議事	(1)応援・受援に関する事例
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(2)近畿ブロック内での災害廃棄物に関する連携体制

- 1.2 ワーキンググループの意見概要
- 1.2.1 府県ワーキング
- (1) 府県ワーキング (第1回)

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表 2 ワーキング結果 (府県ワーキング (第1回))

項目	ーキング結果 (府県ソーキング (第1回)) ワーキング結果
中規模災害発生時における	・府県ではBCPや災害廃棄物処理計画において、市町村との連
中規模火音先生時における	・府県では DOF や災害廃棄物処理計画において、市町村との建 終調整するための様式を予め準備していたが、担当者の参集
州木「当の区司	が遅れ担当者外が対応することになり、府県様式を使用でき
①大阪府北部を震源とする地	が遅れ担当有外が対応することになり、府県様式を使用できまなかった。
震、平成30年7月豪雨にお	・市町村の被害状況等についても、予め準備していた府県様式
展、千成 30 年 / 万家附にお ける国・府県の役割分担	で整理せず、環境省の報告様式に記入し、環境省に報告した。
いる国・州県の役割方担	・府県様式の項目は参考にしたが、確認したい事項をメール本
	・
	大に直接記入にして調金することで比較的スムースに連携できた。
	・環境省から1日2回の報告を求められたが、発災当初、市町
	村は現場対応など多忙であることから対応できない場合があ
	り、1日1回程度の報告にできないか。また、毎日、連絡指示
	があったが、発災当初に報告時間と回数を予め指示してもら
	がめったが、光炎目物に報告時間と回数を予め指示してもら えたほうが予定できてよい。
	・道路敷内の管渠(廃棄物処理施設)の被災について、補助金
	を所管する省(環境省と国交省)の確認に相当の労力と時間
	を要し、補助制度(着工時期)にも違いがあった。国の機関
	で事前に調整できるとよい。
	・環境省による説明会開催の支援は非常に有効であった。被災
	した際の対応事項を事前に会議などで繰り返し説明があると
	とい。
	・休日の発災時の連絡は、被害の状況に応じて災害対策体制に
	より、参集状況が異なるため、災害警戒本部体制の被害では
	担当課が参集しない場合がある。被害棟数などの情報は、防
	災(危機管理)関係課に連絡したほうがよい。
	・発災直後に環境省と府県が能動的に行った現地確認等(プッ
	シュ型支援)は、結果的にはよい取組みであった。一方で、
	市町村がプッシュ型支援の意義が浸透していなかったり、支
	援の内容が不明確であったりするため、協力を得にくい側面
	がある。事前にこれらについて啓発できるとよい。
広域的な「①災害廃棄物の処	・調査で入手する情報は、公表を前提として市町村等の対象団
災害廃棄 理に係る調査等に	体が判断して回答する。
物の処理 おける情報共有方	・調査は環境省が府県を介して市町村等に送信し、市町村等は
に係る諸 法	環境省に回答する方式とする(平成 29 年度と同じ調査方法)。
課題に関	また、府県は環境省が整理した情報のみ入手するものとする。
する意見 ②情報伝達訓練の	・情報伝達訓練は、大規模地震(南海トラフ巨大地震)が発生
交換 実施に向けた意見	した場合の初動期を想定し、「近畿ブロック大規模災害廃棄物
交換	対策行動計画」に基づき実施する。
	・ブロック協議会構成員以外の訓練参加者の公募対象は各府県
	が判断する。府県は募集結果を環境省に事前に連絡する。
③南海トラフ巨大	・ケーススタディーの検討結果は府県ワーキング等で意見交換
地震を例とした	する。
ケーススタディ	

(2) 府県ワーキング (第2回)

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表3 ワーキング結果(府県ワーキング(第2回))

〇情報伝達訓練の実施方法に関する意見交換

項目	ワーキング結果
①情報伝達訓練	・訓練への参加市町村は府県が府県下の1~2市町村を選定し、実施する。
参加市町村	・府県が実施可能であれば参加市町村を限る必要はなく、参加市町村数は
	各府県の判断による。
	・今回は初回実施であるため訓練全体の流れを把握することを目的とし、
	次年度以降に規模を拡大し実施する。
	・府県が参加市町村を選定することが難しければ、府県が市町村の代わり
	を行うことも可能である。
	・情報の混乱を防ぐためにも、情報伝達訓練への府県下市町村への参加依
	頼は府県から実施する。事務局からは、協議会構成員に対し事前の周知
	を行う。
	・府県は、11月29日(木)までに参加自治体を決定頂き、事務局へ参
	加市町村を連絡する。
②関係民間団体	・今回の情報伝達訓練へ参加の関係民間団体は、大阪湾広域臨海環境整備
の参加	│ センターのみとする。 │・今回の訓練は初回実施のためまずは府県と市町村間で訓練の全体の流れ
	・ラ回の訓練は初回美施のためますは府県と市町村間で訓練の筆体の流れ を把握することを目的とし、その他機関の参加は次回以降する。
	・大阪湾広域臨海環境整備センターとの連絡は、様式3と実際に使用して
	- 「大阪湾広域臨海境現金論センメーとの建設は、様式3と美際に使用して - いる様式のどちらを使用してもよい。
	- いる様式のとうらを展用してもない。 - ・大阪湾広域臨海環境整備センターからの情報は、現在2府県のみへの報
	告であるため、他4府県へも共有が必要な情報があれば今後、大阪湾広
	域臨海環境整備センターより情報共有を行うよう依頼する。
	・府県は今回の情報伝達訓練を通じ大阪湾広域臨海環境整備センターから
	どのような情報が必要なのか、今後フィードバックしてほしい。
③情報伝達訓練	・情報伝達訓練は PUSH 型で実施する。
実施方法(様	・様式4-1は、被災していない府県が市町村へ応援可能か尋ねる様式と
式の確認)	なっているため、被災府県が被災市町村へ支援が必要かどうかを尋ねる
	様式を作成する。
	・今回の資料の中で被災が無い想定の府県は現在の資料4-1を使用し、
	被災が想定される府県は新しく作成する様式を使用する。
	┃・様式4を使用し、府県において市町村へ確認した情報を集約した後、近
	畿地方環境事務所へ返信を行う流れとする。
	・今回の訓練では、資料4に記載の各府県の被害想定をもとに、被災府県
	と応援府県に分け訓練を実施する。
	・府県内での府県下自治体間での応援実施可否は、府県の判断に任せる。
	・全壊棟数などの被害量と発生する災害廃棄物量の乖離している自治体が
	あるため、被害量の数値は違和感の無いものに修正する。
	・様式7は参考資料とし、今回の訓練においては対応が不要の旨、実際は
	参考資料のような内容で電話調整が必要となる旨を明確に記載する。

〇次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況

項目	ワーキング結果
①今年度(これまで)の取組	・各府県においては、机上訓練、市町村向けセミナーなどを実施している。 ・処理計画の策定においても、各府県とも策定中や見直し予定となってい
結果と振り返りり	る。 ・発災時の府県対応における課題としては、発災後の情報収集体制、仮置場の設置や仮置場での分別に関する広報、災害廃棄物処理対応の遅れな

項目	ワーキング結果
タロー	どの意見があった。 ・発災時の府県対応において良かった点としては、近畿地方環境事務所、所属市町村、民間団体との連携の意見があった。 ・災害廃棄物処理に関する所属府県の意識としては、同じ府県内においても、被害想定で被害の大きい地域と被害の小さい地域の意識の差がある。そのため、災害廃棄物処理計画などの災害廃棄物処理対策の進捗状況が地域によって差が大きい。 ・被災経験のない市町村では当事者意識の低さや、府県主催のセミナー等への参加意識の低さが課題となる。 ・被災経験のない市町村においても、被災自治体担当者の講演開催につい
②来年度の取組 予定	て要望があり、来年度講演の開催を検討している。
③来年度の取組を実施するにあたり悩んでいる点、課題	 ・今年度の災害対応においても人員の不足が課題となった。各府県においても、廃棄物担当課の人数は少なく、平常時を含め災害廃棄物処理業務への対応が課題である。 ・庁内で災害廃棄物処理対策に係ったことのある人材をリストアップし、災害発生時には市町との連絡要員など支援要員として備えることは効果的である。 ・市町村における災害廃棄物処理計画の策定率向上について、必要な項目を埋めることで作成可能なチャート式でひな形を府県が作成すれば策定率は向上するが、実効性のある災害廃棄物処理計画の策定には繋がらない。 ・災害廃棄物の分別についても課題である。直営での実施の場合と民間事業者へ委託する場合で分別することによる費用が異なる。基本としては分別は必要であるが、対応を統一できればよい。

(3) 府県ワーキング (第3回)

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表 4 ワーキング結果 (府県ワーキング (第3回))

○情報伝達訓練の実施結果及び今後の課題に関する意見交換

項目	ワーキング結果
①情報伝達の	・マッチングは、訓練であっても府県内と環境事務所の役割は分けたほうが
流れ(マッチ	良い。
ング不全の	・当該府県の応援協定では、府県内の各市町村のマッチングをまず実施する
対応)	流れがあり、環境事務所が府県内のマッチングまで行う流れには違和感が
	ある。
	・訓練方法としては、府県内のマッチングを行ったあと、2~3時間後に環境
	事務所が情報を受け、府県間のマッチングを行う形が災害発生時に近い。
	・訓練内容をマッチングに特化すれば、府県と環境事務所のマッチングを 1
	日で実施することは可能だろう。ただし、対象を2府県ごとに分けて訓練
	を3回行うなどの工夫は必要だろう。
②訓練方法	・応援要請は訓練であっても災害時と同様に全府県に流したほうが良い。
	・災害時には被害状況の全体像がすぐに把握できるわけではないので、環境
	事務所や府県が応援の可否を判断できないことも想定されるため、全府県

項目	ワーキング結果
	に確認してもよいのではないか。
	・メール本文に「応援可能な自治体は返信してください」などと、返信の可
	否を選択できると災害時にも手間が省けてよい。
③通信手段	・情報伝達の手順として第一にメールで情報共有するのは有効だが、訓練に
	おいても電話で確認するウエイトを大きくしたほうがよい。
	・災害時にはメールの配信だけではなく、電話も併用して確認しあうことに
▲ 計 体 工 順	なる。
4訓練手順	・情報伝達訓練の手順等が固まってくれば、手順や注意事項を示したマニュ
⑤ 様 式 ファイ	アルを作ることにより、府県や市町村で引継ぎも容易になるので助かる。 ・様式ファイルは府県や環境事務所に報告する内容をエクセル形式で作成し
ルの種類	・「様式ファイルは府県や環境事務所に報告する内谷をエグゼル形式で作成し たものを基本とし、受発信できない場合はメールベタ打ちでも可の対応と
アの作用	たものを基本とし、支充信とさない場合はケールペッ打っても可の対応と する。メール送信時に市町村が開けないリスクを減らすため、エクセルは
	する。メール医信時に中間行が開けないサスクを減らすため、エクセルは 様式集として事前に府県、市町村に送信しておき、訓練や発災時には、送
	信を依頼するシート名(シート番号)をメール本文で指定する方法がよい。
	様式集には連絡先も一覧できるようにし、毎年更新したものを年度当初に
	共有できるとよい。
	・情報をまとめる必要がある府県や環境事務所では、収集された情報を容易
	に整理できるエクセル形式のほうが良い。
⑥様式内容の	・様式2のほか、設問の内容は可能な範囲でプルダウンの選択式にしたほう
修正	がよい。
	・様式2は自由記述の部分が多く、求められる記載レベルが不明との意見が
	あった。補助金のための様式であり、被害状況など、必要な情報が記入し
	づらい。「調査中」などプルダウン表示できると迷わなくてよい。
	│ →本省と調整し様式の修正を検討したい。本省が必要な部分と、近畿地方環 │
	境事務所が必要な部分を区分すればよいのではないか。
	・様式 4-1~4-3 は情報の内容はよいが、全市町村の情報を一覧表形式で入力 できるエクセル表がよい。
	できるエクセル扱がよい。 ・様式 4-1~4-3 の流れを示した図は、流れを示した番号を追記したり、似通
	った文言を修正したりするなどの改善が必要だ。
(7)その他	・メールの送受信ではなく、共通のサイトにアクセスして状況を書き込む掲
	示板方式にできれば問題は解消するのではないか。
	→環境省のセキュリティ上の問題もあるので確認したうえで、今後の対応課
	題としたい。
	・次年度の協議会には行動計画(案)の参考資料に訓練の様式(案)として
	追記したい。
	・様式は協議会での決定前の(案)の状態でも、発災時にはこれを運用する
	こととしたい。

〇次年度の近畿地方環境事務所の取組み内容に関する意見交換

項目	ワーキング結果
①ブロック協議会関連	 ・災害廃棄物処理担当者(初任者)向け勉強会はぜひ開催をしてもらいたい。 ・災害査定の説明を初任者向け勉強会で行えないか。災害査定事項は発災後2週間程度で開催した実績もあり、今後も継続することと思うが、現場写真はできる限り撮る、収集運搬の燃料費の根拠資料は残すなど、初歩的な事項のみ、初任者用の勉強会でできるとよい。 ・初任者向け勉強会は、政令市だけではなく全市町村を対象と考えてよい。 ・仮置場の調査は次年度以降も行う。仮置場データを集めることが目的ではなく、自治体自らが検討しているかを確認する機会ととらえている。ほかの継続調査も同様である。 ・仮置場の候補地ではなく、近畿一円の空き地のGISデータを配布してもらえれば、府県や市町村が仮置場の候補地を検討する際に参考になる。

項目	ワーキング結果
②災害廃棄物モデル事業	・来年度の処理計画策定に関する災害廃棄物モデル事業は、他自治体の参考となる大・中規模自治体を対象とした案件と、人員不足等で処理計画策定が困難な中・小規模自治体を対象とした案件を予定する。 ・いずれも、モデル事業で処理計画そのものを作成するのではなく、最低限必要な事項を検討する。小規模自治体対象については、自治体の担当課が検討に関与することと、府県も市町村に対する支援事項を整理することで実効性のある処理計画作成の支援を想定している。 ・府県の役割として、市町村が対応できないことなどと決めている府県もあると思うが、検討済みの府県の役割を見直すことが目的ではなく、対象市町と議論したうえで府県が行わないといけないことを整理するイメージだ。

〇行動計画の改定に向けた検討に関する意見交換

項目	ワーキング結果
①今後の検討	・大阪湾広域臨海環境整備センターの BCP は「検討等」とする。
課題例	
②災害廃棄物	・平成 30 年台風第 21 号の推計値は、近畿地方環境事務所に提出した災害報
発生量の推	告書から、被害数と処理量の実績値をもとに推計してはどうか。
計	→次年度の第一回協議会までにデータを整理し、行動計画(案)に追記する
	こととする。

1.2.2 政令市・中核市ワーキング

(1) 政令市・中核市ワーキング (第1グループ)

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表 5 ワーキング結果 (政令市・中核市ワーキング (第1グループ))

〇次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況(意見交換)

項目	ワーキング結果
今年度(これまで)	・大阪府北部を震源とする地震では、仮置場の設置に苦慮した。地域で
の取組結果と振り	想定していた仮置場が面積の問題や事前に住民への告知が出来てい
返り	なかったことから使用することが出来ず、仮置場を設置することが出
	来なかった。そのため直営車両を全て稼働し回収を行ったが、通常の
①発災時の市対応	ごみ回収にも影響が出た。
に関する課題	・地域によってはもともと直営、委託事業者による収集を想定しており、
	仮置場の設置は検討しなかったケースもあった。住民による自主的な
	仮置場が設置されたが、地域住民による管理者が配置され、管理され
	ていたため分別はできていた。仮置場の運営に関し市は関与していな
	いが、平常時より自治会と市の間で、通常のごみの排出に関する違反
	等についてフィードバックを行うなどコミュニケーションを取って
	いた。
	⇒地域の状況により、個別回収、ステーション回収、仮置場への搬入な
	ど災害廃棄物の回収方法の検討が必要であるが、平常時からの住民へ
	の広報が重要となる。
	・大阪府北部を震源とする地震、平成30年台風21号への対応では、便
	乗ごみの排出も多くみられた。便乗ごみの搬入を防ぐため、仮置場を
	設置しなかった地域もあった。
	・仮置場をリストアップしていても、実際の現地条件(道路幅、入口幅
	など)によって使用が適さない場合もある。便乗ごみを防ぐためには、
女 左 帝 の 取 织 ナ 宇	フェンスなど囲いがあり管理可能な仮置場を選定する必要がある。
来年度の取組を実施するにあたり悩	・今年度の災害対応では社会福祉協議会の協力によりボランティアが派 遣されたため、住民から要請があった場合ボランティアの協力を仰ぎ
心 り る に め に り 悩 んで い る 点 、 課題	追されたため、住民から安崩があった場合ホラフティアの協力を仰さ 個別回収を行った。
かている点、味趣	│ 過別回収を打った。 │・社会福祉協議会による協力状況は、地域によって大きく異なる。
①課(庁内)の体制	・社会価値協議会による協力状況は、地域にようて入さく異なる。 ・防災担当課との連携も課題であり、被害状況の共有など連携を深める
に係る事項	・
に戻る事項	必要がある。 ・災害廃棄物処理に係る業務が庁内で優先度が低く、廃棄物担当課の人
	「火音焼果物処壁に除る果物が」内で優先度が低く、焼果物担当除の人 員が災害発生時は避難所担当などに配置され、人員が不足する場合も
	多い。防災担当課と調整し、人員の確保を行うことが必要である。
	タッ。例えたコ外に剛定し、八良の性体でロノことが必安に切る。

〇今年度の災害廃棄物対応の課題 (意見交換)

項目	ワーキング結果
①広報	・大阪府北部を震源とする地震の際、地域のテレビ局からの申し出があり、ごみの回収に関する周知をしていただいたことで市民の混乱が無く、スムーズに回収を行えた。 ・高齢者の多い地域では、テレビによる広報や地域の広報誌を利用した 広報は有効な手段である。
	・大規模災害であれば分別が難しくなるため、平常時から分別の基準を 定め、住民へも広報をしておく必要がある。 ・災害発生当初に住民へ災害廃棄物に関する問合せ先を広報しており、 住民からの問合せについても問題なく対応できた。
②庁内の情報共有	・庁内で導入している「災害情報システム」を使用し、各課の情報(受付・排出・収集等の対応状況)共有を行った。

項目	ワーキング結果
③ 災害廃棄物対応	・災害発生時の被災した住宅におけるし尿収集が課題となっている。ト
上の課題・疑問点	イレが使用できない場合、住民にどのように排出してもらうか、どの
など	ように回収するかに苦慮している。
	⇒通常ごみと一緒に回収するとしている自治体は多い。分別ができない
	ため、そのような対応を取っている。全住民に配布可能な数の携帯用
	トイレを備蓄している自治体もあるが、公衆トイレや仮設トイレを使
	用してもらうといった手段もある。仮設トイレ等の備蓄に関しては、
	平常時より管理を担当している課とコミュニケーションを深めてお
	く必要がある。

- 注. ②庁内の情報共有、災害情報システム
 - ・・・・電話で受け付けた依頼者名、要件、場所(住所)などの情報を入力することで、地図上に情報を表示するシステム。全職員のパソコンから情報を閲覧でき、庁内で被害情報の情報共有を行うことが可能。窓口を一本化し情報を収集・集約してシステムに反映する。平常時にシステムを利用した訓練も実施
 - (2) 政令市・中核市ワーキング (第2グループ)

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表 6 ワーキング結果(政令市・中核市ワーキング(第2グループ))

〇次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況 (意見交換)

O 外 干 及 の 炎 占 疣 未	『初処理対策に係る取り組の状況(息見文揆)
項目	ワーキング結果
今年度 (これまで)	・7月豪雨の際に、収集作業員や住民の安全確保の視点から、避難指示・
の取組結果と振り	避難勧告の対象地域では家庭ごみを収集しない旨を周知したが、これ
返り	まで台風等の災害時にも収集していたため、住民が自主的な判断でご
	み出しをされ、避難勧告地域では現場で安全確認を行いながら現場判
①発災時の市対応	断で収集を行った。その後、避難指示地域では原則収集しない、避難
に関する課題	勧告地域では現場で安全確認の上可能な限り収集する方針としたが、
	住民に対する事前周知が課題である。
	・台風 21 号は中小規模の被害であったので、災害時における廃棄物部
	局の体制を構築することなく通常業務の延長で対応したが、今後は中
	小規模の災害でも体制を立ち上げる必要があるだろう。
	・処理計画は策定済みだが大規模地震を想定しており、今回のような中
	小規模の災害でも被害は大きく、想定までできていなかった。処理計
	画の検証はできていない。
	・災害ごみの線引きに苦慮した。事業系ごみのうち、漂着ごみはどうす
	るか。個別対応では事業系ごみとしたが今後整理が必要だろう。
	→災害ごみは基本的に一般廃棄物で処理するが、隣接自治体で見解が異
	なる例もあり、各自治体で線引きが必要になる。家電などは便乗ごみ
	になる場合もある。
	・台風 21 号の際に便乗ごみはあった。家電は回収しない方針としたほ
	うがよかった。
	・市民からの災害ごみの収集依頼内容をエクセルに入力、整理し、他課
	と情報共有することで、処理状況の把握やその後の問い合わせにうま
	く対応できた。
	・台風 21 号の飛来物の処理は自治体により対応が異なった。特別に収
	集する旨をホームページに掲載して収集した自治体や、罹災証明書の
	提示を求めた自治体、被災状況の写真の提出や場合により現地確認す
	る旨を伝えた事例がみられた。
②今年度の取組結	・府県が開催した図上訓練は大規模災害向けの内容であったことから、
果	今年度に発生した中小規模の災害発生時に活かす場面がなかったが、
	今後は実務対応に活かせると思われる。

項目	ワーキング結果
	⇒訓練は、中小規模の災害時は大規模災害時の訓練も兼ねる。中小規模
	の災害時に災害対応の組織を立ち上げておくと大規模災害のときに
	運用できるようになるだろう。
来年度の取組を実	・災害廃棄物対策室の組織体制について、災害時の対応事項、人材確保、
施するにあたり悩	必要人員数など具体的な検討が難しい。
んでいる点、課題	
①課(庁内)の体制	
に係る事項	

〇今年度の災害廃棄物対応の課題 (意見交換)

項目	ワーキング結果
①集積所・仮置場	・集積所は自治会と協議して設置したが、平常時から自治会が機能して
	いる地区であったため対応はスムーズであった。集積所の管理も自治
	会長が担った。
	⇒仮置場は平常時にリストアップしておき、災害発生後に決定する事例
	が多い。他地域では災害後も残しておくことを条件として、仮置場設
	置時にアスファルト舗装や取付道路を整備した事例や、大学に仮置場
	を設置した事例、防災部局が企業と一括して防災協定を締結し、使用
	用途は発災後に決めることとした事例がある。
②広報	・自治体の独自施策でごみ減量推進員の制度があり、地域によっては地
	域独自の連絡網を構築している事例がある。
	⇒町内会長に権限を持たせる事例がある。熊本市では町内会長に仮置場
	の分別がひどいところを3箇所リストアップしてもらい、優先的に回
	収することとしてうまくいった。
	⇒町のコミュニケーション能力によるところはある。自治会が機能して
	いるところはうまくいくだろう。マンションは管理組合が機能するか
	もしれない。

1.2.3 推薦市町ワーキング

ワーキング結果は次のとおりであった。

図表 7 ワーキング結果 (推薦市町ワーキング)

〇次年度の災害廃棄物処理対策に係る取り組み状況(意見交換)

項目	ワーキング結果
今年度(これまで)	・災害発生後の補助金申請は要綱を確認する限りでは条件が厳しく感じ
の取組結果と振り	る。
返り	⇒申請をして要件に該当すれば対象にならないことはない。
	・災害時の収集対応は自治体により異なる。直営で行う自治体と委託で
①発災時の市対応	行う自治体がある。委託の場合は土日の対応を依頼することが難し
に関する課題	い。
	⇒直営から委託に移行する傾向にあると思うが、災害発生後の迅速な対
	応が可能である点では直営を維持しておく方針も考えられる。直営を
	維持できないと広域処理をせざるを得ない。
	・合併により市域が広くなったが、職員は減っているので全市的な災害
	が発生すると対応できるか不安だ。
来年度の取組を実	・計画策定の外部委託は国や府の補助金が付けば認められるが、単費で
施するにあたり悩	は認められない。
んでいる点、課題	・一般廃棄物処理基本計画と災害廃棄物処理計画の同時策定で予算が認
	められた。
①予算の確保	・市町の職員が関わらないと実効性のある計画ができない側面もある。
	⇒小規模自治体では計画づくりの外部委託は厳しいだろう。府県と協力
	して統一的な処理計画の策定ができるとよい。

〇今年度の災害廃棄物対応の課題 (意見交換)

項目	ワーキング結果
①集積所・仮置場	・集積所は通常ごみと区別できないので、家の前に置いてもらうように変更した。便乗ごみは多かった。電話で受け付けた順に回収したため、回収場所に行ってみないとごみの量の把握ができず、効率が悪かった。
	⇒通常ごみと災害ごみを区分できた点は良い取組みだ。
②広報	・広報は主にホームページや防災無線で行った。防災無線で電話番号を アナウンスすると混乱するので、ホームページを確認するように促し た。
③その他、災害廃棄	・事業者のごみ収集の判断は苦慮した。
物対応上の課題	⇒災害廃棄物かどうかは現場判断にならざるを得ない側面はある。証拠 写真の提出を義務付けて収集依頼のハードルをあげると便乗ごみが 防げる場合がある。

1.3 個別訪問の意見概要

(1) 産業廃棄物協会

個別訪問のヒアリング結果は次のとおりであった。

図表 8 ヒアリング結果 (産業廃棄物協会)

〇近畿ブロックの府県等による災害廃棄物関連情報の整理

項目	ヒアリング結果
①各産業廃棄物協	・各産業廃棄物協会で調査の実施内容や、調査実施事業者の前提条件が
会による調査実	異なる。
施状況	・災害時に協力可能との回答があった事業者のみ調査を行っている協会
	や、災害時の協力可否のアンケートには回答率が低い協会など状況は
	各産業廃棄物協会によって異なっている。
②他協会への加入	・建設業協会においても、災害時の協力可否等に関するアンケートを実
	施しており、現在産業廃棄物協会で実施のアンケートと内容の重複が
	ある。
	・災害発生時は、まずは建設業協会による道路啓開が第一となるため、
	協会へ加盟の事業者もまずはそちらへ出動することになる。
	・産業廃棄物協会への協力の可否はその時にならなければわからない、
	というところはあるが、大阪府北部を震源とする地震の際には産業廃
	棄物処理事業者が機能していた。まずは産業廃棄物協会へ加盟の事業 ************************************
	者をどう整理し把握していくかを検討する必要がある。
③災害発生時の体 	・災害発生時は、産業廃棄物協会としては所属府県との協定によりまず は府県からの要請を待つ場合が多い。
市I	は府県からの妾頭を付り場合か多い。 ・地元市町村と直接の協定を締結している場合もあり、市町村からの要
	・地元中町村と直接の脇足を締結している場合もあり、中町村からの安 請により府県を介さず直接支援を行う場合もある。
	調により対策を用でり直接又接を刊り場合ものる。 ・大規模災害の発生時は、早い段階である程度こちらから被害を受けた
	自治体へ支援の必要有無を確認することが望ましい(PUSH型支援)。
	そのため、支援側も支援可能な事業者のリストを把握しておき、手を
	差し伸べることが必要である。
	・各府県産業廃棄物協会と府県間の協定はあるが、各府県産業廃棄物協
	会相互の協定は結ばれていない
④今後の整理事項	・まずは、支援体制作りを目的とした支援可能事業者のリストの作成が
	必要と考える。
	・そのため今年度は各産業廃棄物協会が把握している事業者をリストの
	整理を行う。
	・次年度以降の検討として、各産業廃棄物協会で実施しているアンケー
	トの内容を統合し、同じアンケート内容での実施が考えらえる。同じ
	アンケート内容での実施により、近畿ブロックの産業廃棄物処理事業
	者全体で同じ情報を把握することを目的とする。
	・2~3年ごとに調査を実施、データの更新を行い、将来的には調査内
	容が容易に回覧可能な形で整理できることが望ましい。
	・今後の対応として、民間の大手産業廃棄物処理事業者や、大阪湾広域
	臨海環境整備センターを含めた体制の検討を行うことができればよ
	い。

(2) 国土交通省近畿地方整備局

個別訪問のヒアリング結果は次のとおりであった。

図表 9 ヒアリング結果 (国土交通省近畿地方整備局)

項目		ヒアリング結果
今年度の	① 道 路 啓	・今年度、近畿圏で被害がみられた大阪府北部を震源とする地震、
災害発生	開の対	平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風第 21 号などでは、道路上のが
時の道路	応	れき除去を行うほどの被害はなかった。台風第 21 号では電柱が倒
上のがれ		壊し道路を塞ぐ被害があったが電柱の管轄である電力会社が対応
き除去(道		した。
路啓開)の		・各災害において TEC-FORCE の活動を行った。
対応等		・災害時の国道の道路啓開は道路上の障害物を道路上で片側に寄せ、
		一車線でも通過できる状態にするものであり、道路上の障害物(廃
		棄物)の処分は基本的に自治体が行う。
		・国土交通省による道路啓開の実施は、災害の規模(被害量)と緊
		急性により判断する必要があり、中小規模の災害と、南海トラフ
		巨大地震級の大規模災害とは区分して検討する必要がある。
	②災害時	・平常時から管内の市町村の首長に TEC-FORCE の活動について説明
	の支援	していることから理解を得ている。活動は基本的に市町村からの
		要請後に行うが、プッシュ型で対応する場合もある。TEC-FORCE
		には道路、河川、砂防、営繕の各専門分野の職員が対応する。
		・近畿地方整備局では管内の全市町村とリエゾン協定を締結してい
		る。今後、ホットラインを構築することも考えられる。
		・被災現場で使用する重機は協定締結協会の組合員が用意するが、
		協定が自治体間で重複される場合もあり、災害時に使用可能な重機がある。
		機数を平常時から正確に把握することが難しい。重機の稼働台数
		│ は日単位で異なるため精緻に把握するよりは、協定締結協会の組 │ 合員の総保有台数を把握する程度でよいと想定している。
		│ 日員の総保有日数を記録する程度でよいと認定している。 │・国土交通省では地方整備局が建設コンサルタンツ協会などの業界
		団体と協定を締結しており、災害対応の事業者が不足する被災自
		治体への対応について支援している。
倒木処理の	L	・平成30年台風第21号の際に「倒木の除去に係る災害復旧事業の
23442		取り扱いについて(通知)」が発出された。道路、河川の倒木被害
		が甚大であったためであり、当該災害で初めて通知がなされたも
		のである。
		・平成 30 年 12 月に通知があったばかりであり、要件に合致する対
		応案件の確定や、処理結果を踏まえた課題は今後の検討である。
平成 30 年 7	/ 月豪雨にお	・平成30年7月豪雨では、「堆積土砂排除事業(国土交通省所管)
ける堆積土	砂排除事業	及び災害廃棄物処理事業(環境省所管)が連携する場合において
	廃棄物処理	の国庫補助申請に当たっての留意事項(通知)」が発出され、国土
事業の連携の	の対応	交通省所管の堆積土砂排除事業と、環境省所管の災害等廃棄物処
		理事業が連携する場合のワンストップ化や申請書類の簡素化につ
		いて取組みが新たになされた。
		・近畿地方整備局管内では当該対応の事例がなかったが、当該対応
		を行った中国地方整備局管内においても対応結果を踏まえた課題
		は今後の検討である。
		・今後、近畿地方整備局管内における災害発生時に同様の対応がと
		られる場合は、近畿地方整備局と近畿地方環境事務所が連携し、
		情報共有しつつ進める必要がある。

国水防第 396 号 平成30年 12月 18日

指定都市 土木主管部局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局防災課長

倒木の除去に係る災害復旧事業の取扱いについて (通知)

標記、倒木の除去に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業については、平成三十年台風二十一号による倒木被害が甚大であったことに鑑み、平成三十年発生災害以降当分の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。なお、並木、道路の防雪又は防砂のための施設としての立木の倒木の除去についても、下記のとおり取り扱うものとする(樹木の復旧は災害復旧事業の対象外。)。

記

- 1 国庫負担の対象は、公共土木施設災害復旧事業査定方針第三・1・(三) によるものとする。ただし、土砂等と混在して堆積している場合はこの限りではない。
- 2 河川において、次に験当するものは、採択することができる。
 - ・倒木が河道断面の三割程度以上堆積した場合の倒木除去
- 3 道路において、次に該当するものは、採択することができる。
 - ・倒木により、幅員のうち車両の交通可能な部分が、幅員五メートル以上の一般国道または主 要地方道にあっては当該道路の幅員の六割未満、その他の道路にあっては三メートル未満の 場合の倒木除去
- 4 被災箇所は、百メートル以内の間隔で倒木が連続しているものを一箇所とする。
- 5 除去する倒木量は、河川、道路のいずれも倒木の全量を対象として計上するものとする。

参考)堆積土砂排除事業(国土交通省所管)及び災害廃棄物処理事業(環境省所管)が連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項(通知)

事 務 連 絡 平成30年 9月11日

都道府県・政令市 都市局所管、水管理・国土保全局所管 災害復旧事業担当部局長 殿 各都道府県災害廃棄物処理担当部(局)長 殿

> 国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室長 国土交通省水管理・国土保全局防災課総括災害査定官 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

堆積土砂排除事業(国土交通省所管)及び災害等廃棄物処理事業(環境省所管)が 連携する場合においての国庫補助申請に当たっての留意事項(通知)

堆積土砂排除事業(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(昭和37年8月14日付け建設省都発第194号)第2定義9に規定)及び災害等廃棄物処理事業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第22条に規定)が連携する場合の申請のワンストップ化や申請書類の簡素化等について、別紙のとおり取り扱うこととしたのでご留意願いたい。また、公共土木施設災害復旧事業を併せて実施する場合についても別紙のとおり取り扱うこととしたので、ご留意願いたい。

なお、貴管内市町村(指定都市を除く。)に対しては、貴職より周知方お願いする。

<問い合わせ窓口>

国土交通省都市局 都市安全課 指導係

電話 03-5253-8402

(内線 80-32353)

国土交通省水管理·国土保全局 防災課 改良技術係

電話 03-5253-8458

(内線 80-35775)

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 施設第二係

電話 03-5521-8337

「堆積土砂排除事業」・「災害等廃棄物処理事業」の連携による申請の効率化について

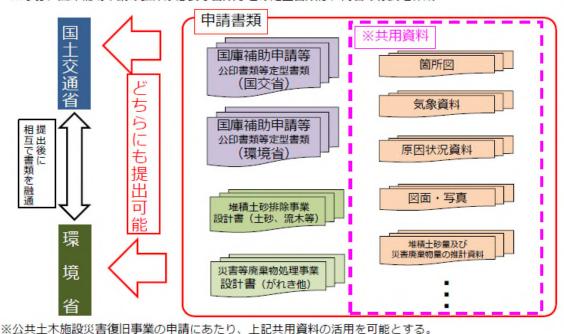
1. 申請のワンストップ化(申請書類の提出先)

申請は、国土交通省、環境省の両省どちらに提出しても可。

2. 申請書類の簡素化

・申請書類は、両事業を一体的な作成を可能とする。(気象資料や図面・写真等は共用可能)

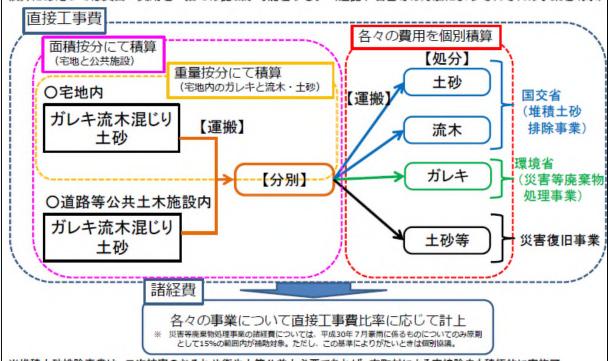
※なお、国庫補助申請の公印が必要な書類などの定型書類は、両省の様式を作成



「堆積十砂排除事業」・「災害等廃棄物処理事業」の連携による申請の効率化について

3. 事業費積算内訳の作成

積算にあたっては費目・費用を一括での記載が可能とする。(追記や着色等の方法によりそれぞれの事業を明示)



※堆積土砂排除事業は、二次被害のおそれや衛生上等公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可 ※災害等廃棄物処理事業は、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行う場合は直接排除可

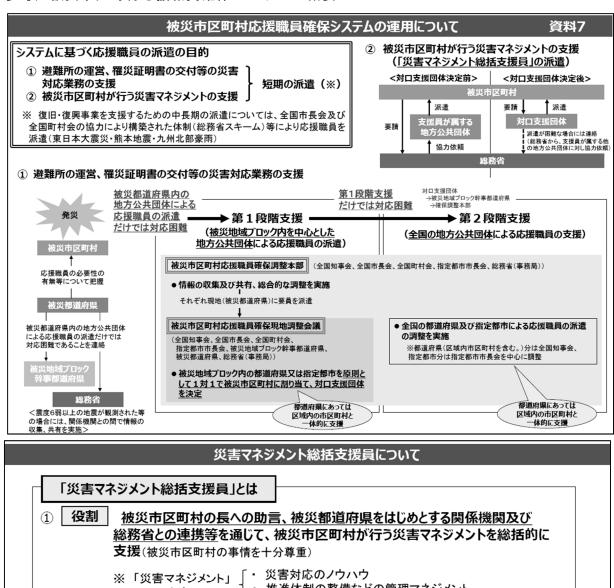
(3) 関西広域連合

個別訪問のヒアリング結果は次のとおりであった。

図表 10 ヒアリング結果(関西広域連合)

	SI衣 IO にアソフソ和朱(民四広域建立/
項目	ヒアリング結果
〇今年度の災害発生時の	・関西広域連合では災害時に府県の対応が困難で要請があった場
応援・受援に関する事例	合に支援を行うこととしている。
	・今年度、近畿圏で被害がみられた大阪府北部を震源とする地震、
①平成30年の取組み事例	平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風第 21 号などでは、関西広域
と今後の取組みの方向	連合に対して災害廃棄物処理に関する支援要請はなかった。
性	・平成30年7月豪雨においては、中四国地方の被災県から中国地
	方知事会及び四国知事会との相互応援協定に基づき支援要請が
	あり、カウンターパート方式で岡山県、広島県、愛媛県の被災
	3 県に対して応援を実施した。災害廃棄物処理に係る支援活動
	はなかったが、家屋被害認定調査支援、避難所運営支援などは
	実施した。
	┃・災害廃棄物処理に関しては、関西広域連合の構成団体が、個別
	に被災県市に対して応援の準備がある旨を伝えた。
	・平成30年7月豪雨では、総務省の被災市区町村応援職員確保シ
	ステム(平成30年3月)の取組みがされていた。また、自治体
	によっては中核市長会などの支援など、複数の支援がされてお
	り、情報共有や相互調整は今後の課題とみられる。
	・総務省は災害対応の経験を持つ幹部職員を「災害マネジメント
	総括支援員」として登録している。
	・熊本地震の際には、避難所運営支援、災害廃棄物処理支援など
	のチームを組成して支援を約2箇月間に渡って行った。
	→平時から予め情報共有体制を構築するとともに、被災市町など
	現場で先遣隊の職員が連絡を取り合い調整する方法も有効と考
	えられる。
〇近畿ブロック内の災害	・大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨の際には、災
廃棄物に関する連携体制	害廃棄物処理の支援要請はなかったので、情報伝達の課題はな
金玉+204-08-94-3-東周	かった。
①平成30年の取組み事例	・関西広域連合では、災害発生時には広域防災局が対応状況を整理しては、パース・パース・パース・パース・パース・関係に対抗している。
と今後の連携の方向性	理してホームページ上で公開している。問合せがあれば情報共
	有はできる。関西広域連合の構成団体管内で災害が発生した場合には、これまで以上に連携が必要な考えている。正常時によ
	合には、これまで以上に連携が必要と考えている。平常時に近
	畿地方環境事務所と施設情報等を共有、災害時に先遣隊の職員
	が相互に連絡して情報を調整などの取り組みができるとよい。

参考)被災市区町村応援職員確保システムの概要



の内容

・ 推進体制の整備などの管理マネジメント

し・ 総務省等との連絡・調整 など

求められる資質

災害対応に関する知見

(災害対策の陣頭指揮の経験、

派遣職員として災害マネジメントに関与 など)

⇒ 総務省・消防庁で研修を実施

さらに管理職の経験があることが必要

登録・派遣の仕組み

1 総務省への登録制

都道府県・指定都市等の推薦を受け、名簿に登録 ⇒ メンバーシップの明確化

対口支援に伴い派遣 (2)

対口支援に伴い、当該都道府県・指定都市が派遣することが基本

※ 必要な場合は、総務省のイニシアチブにより派遣

出典:「被災市区町村応援職員確保システム」(総務省ホームページ、被災地方公共団体に対する人的支 援の取組)